

◎平成28年10月農業委員会議事録

開催日時 平成28年10月11日(火) 午前9時00分

開催場所 嘉島町役場3階中会議室

農業委員出席者 下田 司 高木勝美 西岡敏春 佐藤光志
岡 牧生 林田 篤 本田博士 中山 忍
山内秀一 森田義美 吉田二郎 森下文夫
友田 廣 岩永俊夫 村上卓也 榮 恵
松永雄治

事務局出席者 春日公和 甲斐ひとみ

1 開 会 春日事務局長

2 会長挨拶 下田会長

3 議事録署名人指名 下田議長
議事録署名人として、本田博士委員、森田義美委員を指名する。

4 議 事

- 1) 報告第13号 農地法第18条の合意解約について
- 2) 報告第14号 農地法第3条の届出について
- 3) 議案第17号 農地法第3条の許可申請について
- 4) 議案第18号 農地法第4条の許可申請について
- 5) 議案第19号 農地法第5条の許可申請について
- 6) 議案第20号 農用地利用集積計画承認申請について
- 7) その他

5 閉 会

○報告第13号 農地法第18条第6号の規定による報告について
議 長 それでは議事に入らせていただきます。

報告第13号 農地法第18条第6号の規定による報告が4件あ

っております。

事務局より説明お願いいたします。

事務局 説明いたします。番号1をご覧ください。通知者。賃貸人。嘉島町上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇。賃借人。嘉島町上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇。物件は上島蔵園〇〇〇〇－〇。田。1, 041㎡です。契約内容は平成25年8月1日から平成30年7月31日までの5年契約で、解約の合意が成立した日は、平成28年9月20日。土地の引渡しの時期は平成28年10月15日です。

次のページをご覧ください。通知者。賃貸人。嘉島町上六嘉〇〇〇－〇。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町上六嘉〇〇〇〇。〇〇〇〇。物件が、上六嘉鈴町〇〇〇〇－〇。田。624㎡。契約の内容は平成24年12月1日から平成34年11月30日までの10年契約です。解約の合意が設立した日は平成28年9月11日。土地の引渡しの時期も同日です。

次のページをご覧ください。通知者。貸人。嘉島町上島〇〇〇〇。〇〇〇〇。借人。嘉島町上島〇〇〇〇。〇〇〇〇〇。物件は、上島町下〇〇〇〇－〇。田。754㎡。同じく蔵園〇〇〇〇－〇。田。672㎡。同じく蔵園〇〇〇〇－〇。田。1,477㎡。同じく蔵園〇〇〇－〇。田。1,273㎡。同じく蔵園〇〇〇〇－〇。田。1,203㎡。同じく蔵園〇〇〇〇。田。654㎡。合計の6,033㎡です。契約の内容は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までの10年契約です。解約の合意が成立した日は、平成28年9月20日です。土地の引渡しの時期は、平成28年10月15日です。

次のページをご覧ください。通知者。貸人。嘉島町上仲間〇〇〇。〇〇〇〇。借人。嘉島町上仲間〇〇〇。〇〇〇〇。物件は、上仲間皆本〇〇〇－〇。田。957㎡。同じく皆本〇〇〇－〇。田。890㎡。同じく皆本〇〇〇－〇。田。995㎡。合計の2,842㎡です。契約の内容は平成25年12月1日から平成35年11月30日までの10年契約です。合意解約で、解約の合意が成立した日は平成28年9月26日です。土地の引渡しの時期も同日です。

以上です。

議長 ただいま説明がありました案件は、合意解約でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
議長 続きまして報告第14号農地法第3条の3第1項の規定による届出が1件あっております。
事務局より説明お願い致します。

事務局 それでは、ご説明いたします。
議案書をご覧ください。通知者。所有者。嘉島町上仲間〇〇〇〇。〇〇〇〇。取得者。嘉島町上仲間〇〇〇〇-〇。〇〇〇〇〇。申請物件は上仲間藪ノ内〇〇〇〇。田。294㎡。上仲間居屋敷〇〇〇〇。田。912㎡。上仲間前田〇〇〇〇。田。277㎡。同じく前田〇〇〇〇-〇。田。786㎡。同じく前田〇〇〇〇-〇。田。533㎡。同じく前田〇〇〇〇-〇。田。1,305㎡。同じく石塘尻〇〇〇-〇。畑。112㎡。合計の田、4,107㎡。畑、112㎡。計、4,219㎡です。権利の内容は所有権です。権利を取得した事由が相続です。権利を取得した日は平成28年8月16日です。届出日は平成28年9月12日です。あっせんなどの希望はありません。以上です。

議長 ただいま説明がありました案件は、相続による所有権の移転でございますので、報告のみで終らせていただきます。

○議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長 続きまして議案第17号農地法第3条第1項の規定による農地転用の許可申請が1件あっております。

そのうち、番号1の案件は〇〇委員の件ですので、〇〇委員の退出を求めます。

(〇〇委員退出)

それでは、番号1について事務局より説明お願いいたします。

事務局 ご説明いたします。

申請人。譲渡人。嘉島町上仲間〇〇〇。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町上仲間〇〇〇。〇〇〇〇。申請物件は上仲間皆本〇〇〇-〇。田。957㎡。同じく皆本〇〇〇-〇。田。890㎡。同じく皆本〇〇〇-〇。田。995㎡。合計の2,842㎡です。経営状況は田、38,348㎡。畑、53,391㎡。採草放牧地が46,925㎡。計、138,664㎡です。家族人数、7人。労働力3人。農

機具はトラクター、コンバイン、農業用トラック、田植機です。申請理由は譲渡人の申出によるものです。整理番号1の検討事項について説明いたします。

譲渡人の農地を、後継者である譲受人へ贈与するための申請です。

本議案について、申請書等に記載された内容が、当該基準に適合するか否か、検討した結果を説明します。

まず、申請農地は、申請人である親子間での使用貸借契約が結ばれておりましたが、今回の申請に伴い合意解約されましたので、使用収益権について問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、譲受人への聴取および隣接地区農業委員である〇〇委員と現地調査をした結果、現在保有している農地は全て効率的に利用されているので、権利取得後の当該農地についても、米・麦・大豆を栽培する計画に必要な農機具及び労働力が確保され、効率的に利用されると思われます。

次に、譲受人の農作業常時従事要件については、本人が農作業に常時従事している旨の記載が、申請書にあるため、要件を満たすものと判断します。

次に、譲受人の、権利取得後における、農地の経営面積が、下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が138,664㎡であるため、問題ありません。

最後に地域との調和要件ですが、申請地は悠優かしま西側の圃場整備された農地で、譲受人が以前から耕作しているため、問題ないと判断します。

以上で説明を終わります。

議長 　ただいま、詳しい説明がございましたが、番号1の件について何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

　何もないようでしたら、承認でよろしいでしょうか。

委員 　はい。(委員一同)

議長 　ありがとうございます。

　それでは、番号1の案件は承認とさせていただきます。

　〇〇委員の入室を許可します。

　〇〇委員の件につきまして、承認されましたので、ご報告いたします。

〇〇委員 どうもありがとうございます。

議 長 続きます、番号2につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 では、番号2につきましてご説明をいたします。申請人。譲渡人。熊本市南区江越〇丁目〇番〇〇号。〇〇〇〇。譲受人。熊本市南区江越〇丁目〇番〇〇号。〇〇〇〇。申請物件は上仲間八津〇〇〇〇。田。1, 302㎡です。経営状況は、田が、9, 905㎡。畑が、495㎡。合計が10, 400㎡です。家族人数は6人。労働力は2人。農機具はトラクター、田植機、コンバインです。申請理由は譲渡人の申出によるものです。では、整理番号2の検討事項について説明いたします。

譲渡人の農地を、後継者である譲受人へ贈与するための申請です。

本議案について、申請書等に記載された内容が、当該基準に適合するか否か、検討した結果を説明します。

まず、申請農地に小作契約等は結ばれていないので、使用収益権について問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、譲受人への聴取および地元農業委員である〇〇委員と現地調査を行なった結果、現在保有している農地は全て効率的に利用されているので、権利取得後の当該農地についても、米・麦・大豆を栽培する計画に必要な農機具及び労働力が確保され、効率的に利用されると思われま。

次に、譲受人の農作業常時従事要件については、本人が農作業に常時従事している旨の記載が、申請書にあるため、要件を満たすものと判断します。

次に、譲受人の、権利取得後における、農地の経営面積が、下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が10, 400㎡であるため、問題ありません。

最後に地域（周辺農地）との調和要件ですが、申請農地は大島カントリーの西側に位置する農地で、以前から譲受人も耕作していた農地であるため、周辺農地への調和要件に問題ないと判断します。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいま詳しい説明がございましたが、番号2の件で何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

委員 異議なし。(委員一同)

議長 何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 それでは番号2の件については、承認とさせていただきます。

○議案第18号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請について

議長 続きまして議案第18号農地法第4条の規定による農地転用の許可申請が1件あっております。

事務局より説明お願いいたします。

事務局 それでは、説明いたします。申請人。熊本市中央区津棒〇丁目〇番〇号。〇〇〇〇〇。申請物件は上六嘉荒尾〇〇〇〇。田。234㎡です。申請理由は水前寺海苔養殖場です。施設の概要はコンクリートブロック造となっております。農用地区域でない旨の証明はあります。隣接同意書と資金証明書と開発許可は不要です。地元委員は〇〇〇〇委員です。

次のページをお願いします。位置図になります。嘉島東小学校の西側になります。次のページに字図を添付しております。次のページに、土地利用計画平面図兼排水計画図を添付しております。全体が載っているのですが、色を塗っていなかったため。真ん中から左の細長い部分だけが、今回の転用申請があっている箇所、真ん中に水路が入っているため、水路から左側ですね。水路から右の3つの池は、もともと農地ではなくて池沼となっております。それから、次のページに始末書を添付しております。この場所は、既に、水前寺海苔の場所として使われていまして、おそらくですけど、右側の池沼と一緒に転用申請を出してあると思われそうですが、はっきりした確認が出来なかったため、改めて申請を出してもらったところ。以上になります。

議長 次に、地元委員であります、〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。申請地は、上六嘉集落端部の未整備の農地ですが、嘉島中央土地改

良区の甲種農地からつらなる位置にあるため、1種農地と思われます。

営農上の支障についてですが、甲種農地集団からは町道及び水路をはさんでいますので、支障はないものと考えます。

現地を見ますとすでに水前寺のりの養殖場として利用されておりました。

始末書も添付されており、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請はだとうなものと思われます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

議 長 続きまして、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 それでは、検討事項について説明します。

農地区分につきましては、上六嘉集落内の端部に位置しておりますが、嘉島中央土地改良区の甲種農地に連たんしておりますので、1種農地と判断します。

通常、1種農地は転用することは出来ませんが、不許可の例外規定にあります、水産物の養殖用施設の事業に供するものは、許可の対象となります。もともと水前寺海苔の養殖場として利用されておりましたが、転用の許可を受けない無断転用の状態になっておりましたので、今回の申請により是正されます。また、日照、通風等営農上の支障はないものと思われます。

総合的に判断した結果、他への代替性もなく、始末書も添付されておりますので、申請は許可相当と判断します。

事務局からは以上です。

議 長 地元委員及び事務局から説明がございましたが、何かこの件でご意見ご質問はございませんか。

それでは承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第19号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について

議 長 続きまして議案第19号農地法第5条の規定による農地転用の許可申請が2件あっております。

事務局より番号1について説明お願いいたします。

事務局 それでは説明いたします。番号1。申請人。譲渡人。熊本市中央区帯山〇丁目〇〇番〇〇号。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町大字鯉〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件は上島皆本〇〇〇〇ー〇。畑。365㎡。申請理由は、個人住宅です。施設の概要は木造平屋です。農用地区域でない旨の証明はあります。隣接同意書と資金証明書はあります。開発許可は申請中で見込みありとなっております。地元委員は〇〇委員です。次のページをお願いいたします。位置図になります。嘉島町役場の西側の農地になります。次のページに字図を添付しております。次のページに土地利用計画及び排水計画平面図を添付しております。

事務局からは以上になります。

議 長 次に、地元委員であります〇〇委員に報告をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。申請地は、嘉島町役場から300m以内の未整備農地であるため、3種農地と思われれます。

申請地周辺に農地がありますが、日照、通風等営農上の支障はないものと考えます。

周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われれます。

委員の皆様のご慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

議 長 続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いいたします。

事務局 それでは、検討事項について説明します。

農地区分につきましては、嘉島中央土地改良区の甲種農地に連たんしてありますが、規模の小さな未整備な農地であり、嘉島町役場から300m以内の位置にあるため、3種農地と判断します。

営農上の支障につきましては、周辺に農地はありますが、日照、通

風等営農上の支障はないものと判断いたします。

総合的に判断しますと、3種農地であり、周辺農地への影響もないことから、申請は許可相当と判断します。

事務局からは以上です。

議長 委員及び事務局より説明がございましたが、番号1の件について何かご意見ご質問はございませんか。

委員 ありません。(委員一同)

議長 それでは、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。続きまして、番号2の件につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局 続きまして、番号2の説明をいたします。

申請人。譲渡人。嘉島町大字上六嘉〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町大字上島〇〇〇番地。〇〇〇〇〇〇〇〇。申請物件は上六嘉鈴町〇〇〇〇-〇。田。624㎡。申請理由は資材置き場です。施設の概要は砂利敷きです。農用地区域でない旨の証明はあります。隣接同意書は不要です。資金証明書はあります。開発許可は不要です。地元委員は〇〇委員となっております。次のページをお願いします。位置図になります。次のページに字図を添付しております。次のページに土地利用計画平面図・排水計画平面図を添付しております。こちらも塗り忘れて申し訳ないのですが、縦に長いところと横に長いところがあるのですが、南西の縦長の方は8月の農業委員会で資材置き場の許可をいただいた分になります。つなげて計画図を作っておりますが、東西に長くなっている方が、今回の申請地になります。

以上になります。

議長 次に、地元委員であります〇〇委員に報告をお願いします。

〇〇委員 先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。
申請地は、西村集落内に位置した未整備の農地で、農地区分としては
2種農地になると思われます。

農業上の支障については、申請理由が資材置場ですので、日照、通
風等支障はないものと思われます。

周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われ
ます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明
を終わります。

議 長 続きますして、事務局より検討事項について説明をお願いいたしま
す。

事 務 局 それでは、検討事項について説明します。

農地区分につきましては、西村集落内の未整備農地でありますの
で、2種農地と判断します。

営農上の支障については、資材置場ですので、日照、通風等営農
上の支障はないものと判断します。

総合的に判断した結果、小規模な農地であり、周辺農地への影響
もないことから、申請は許可相当と判断します。

事務局からは以上です。

議 長 地元委員及び事務局より説明がございましたが、番号2の件につ
いて何かご意見ご質問はございませんか。

委 員 ありません。(委員一同)

議 長 それでは、承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。
続きますして、番号3の件につきまして事務局の説明をお願いしま
す。

事 務 局 はい。それでは番号3について説明いたします。申請人。譲渡人。

嘉島町大字上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇外1名。譲受人。熊本市中央区水前寺〇丁目〇〇番〇〇号。〇〇〇〇〇〇〇〇。申請物件は、上島皆本〇〇〇〇－〇。台帳地目、畑。現況地目、開田。348㎡。同じく皆本〇〇〇〇。台帳地目、畑。現況地目、開田。1,176㎡。同じく皆本〇〇〇〇－〇。台帳地目、畑。現況地目、開田。906㎡。同じく皆本〇〇〇〇－〇。畑。26㎡。同じく皆本〇〇〇〇〇－〇。畑。44㎡。同じく皆本〇〇〇〇－〇。畑。514㎡。同じく皆本〇〇〇〇－〇。畑。19㎡。合計の3,033㎡です。申請理由は建売住宅です。施設の概要は木造2階建て11棟となっております。農用地区域でない旨の証明はあります。隣接同意書は不要です。資金証明書はあります。開発許可は申請中で見込みあります。地元委員は〇〇委員となっております。次のページをお願いします。位置図になります。嘉島町民体育館の西側となっております。次のページに字図を添付しております。次のページに土地利用、造成、排水計画平面図を添付しております。こちらにありますように、木造2階建ての建物11棟が建設予定となっております。

事務局からは以上になります。

議長 番号3について私の方から説明いたします。

先日、事務局と現地を確認しましたのでその状況を報告します。申請地は、嘉島町役場から300m以内の上島集落内の未整備農地であるため、3種農地と思われまます。

営農上の支障についてですが、甲種農地集団からは町道及び水路をはさんでいますので、日照、通風等営農上の支障はないものと考えまます。

周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと思われまます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いいたします。

事務局 それでは、検討事項について説明します。

農地区分につきましては、上島集落内の未整備農地であり、嘉島町役場から300m以内の位置にあるため、3種農地と判断します。

営農上の支障につきましては、嘉島中央土地改良区の甲種農地集団からは、町道及び水路をはさんでいますので、日照、通風等営農上の

支障はないものと判断いたします。

総合的に判断しますと、3種農地であり、周辺農地への影響もないことから、申請は許可相当と判断します。

事務局からは以上です。

議長 地元委員及び事務局より説明がございましたが、番号3の件について何かご意見ご質問はございませんか。

委員 ありません。(委員一同)

議長 それでは、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第20号 農業基盤経営強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画書について承認申請について

議長 続きまして議案第20号農業基盤経営強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画書について承認申請が7件あっております。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第13条第4項の規定により同法第18条第2項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対し要請するものです。利用権設定の計画が7件、そのうち更新が2件ございます。合計面積が16,353㎡です。まず、賃借権の設定でございます。期間が5年です。借り手が〇〇〇さんです。現経営面積が74,387㎡。田の737㎡が更新となっております。次に10年。〇〇〇〇さんです。現経営面積が156,308㎡。田の3,483㎡が更新です。続きまして、同じく10年で〇〇〇〇〇さん。3件あります。現経営面積は19,749㎡。田の10,550㎡が新規となりまして、合計が30,299㎡となっております。次に使用貸借権の設定でご

ございますか。

〇〇委員 ひとついいですか。

使用貸借がありますが、いくらでしているか分からない感じでしょう。個人で契約するわけでしょう。どういうふうに貸し借りの契約をしているかは、聞かれていますか。

事務局 使用貸借というのは、無料での使用ということです。貸貸借ではないので、金額は発生しないということです。

〇〇委員 無料ですか。

事務局 はい。

〇〇委員 法人のも小作の契約がないと、法人として経営がいかないので、広域の方からも使用貸借は控えてくれと、言われているので。金の経費の工面があるものだから。なるべく、そういうところが改善できればと思います。

事務局 経費は経費として、その方の売り上げから差し引けばいいわけですし、その分の小作料を支払う必要がないだけであって、使用貸借は控えてくれといわれるのがですね、うちのほうでも理解しづらいので。後々の所有者が変更されるときが心配であれば、そのときの内容の賃借料を発生させればいいことですので、逆に言うならば、使用貸借でも無貸貸借でも耕作をしていただきたいというのがですね。

〇〇委員 ああ。どっちかというと。

事務局 はい。あくまでも、3条の許可要件に準じた形で加入面積を町外から来られた方には、意識しないといけないし、町内の方は意識したらいけないということではなくて、加入面積も考慮しないといけないしですね。基盤強化法に、加入面積という設定はないのですが、要は、町の担い手農家さんだったら、この計画を利用していいですよ、という取り決めなのですね。ですから、逆に言うと、それ以外の部分の使用貸借を広域農場が受けられないとなると。

〇〇委員　　なら、小作料の年間、出るじゃないですか。使用貸借の面積を入れてから計算しているのですか。平均のものを。

事務局　　使用貸借は入っていないです。
極力、広域農場は町の担い手農家さんですので、受ける、受けないというのはですね、ある程度は受けていただきたいと思います。町の計画を設定する上ではですね。

議　　長　　他に何かご意見ございませんでしょうか。
何もないようでしたら、承認でよろしいでしょうか。

委　　員　　はい。(委員一同)

議　　長　　ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。
本日の提案されました案件は、全て終了いたしました。
続きまして、その他となっております。委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

〇〇委員　　ひとつよろしいでしょうか。先日9月14日に菊南ユウベルホテルで、熊本県の農業者年金加入促進特別研修会が開催されました。〇〇委員、甲斐さんと、私の3名で出席いたしましたので、その内容の説明をさせていただきます。まずは、農業者年金の表彰がありまして、全国の第2位ということで、熊本の山都町が表彰されております。それから、第3位でございますが、熊本のあさぎり町が表彰されたということでございます。それから、農業組合の部ということで、球磨地域農業協同組合と第2位が、10人以上の部で、私たちの上益城農業協同組合が全国の第2位ということで受賞されております。その他、熊本県の農業委員会の会長賞、農業協同組合中央会賞ということで、それぞれの協同組合、農業委員会、個人ごとで表彰されておりますが、当管内では受賞者がありませんでした。それから、平成28年度農業者年金加入推進計画がありまして、当嘉島町の農業委員会といたしましては、いずれも事務局から説明があったと思いますが、本年度の計画は1件ということでございます。過去の例を見てみますと、平成19年度、平成21年度においてはそれぞれ1件ずつの加入がなされています。それから25年が3名、26年が2名ということで、この当時は上田会長だったと思います

が、市民会館の表彰式で壇上に上がった経過があると思います。それから、その後、講演のほうに入られたわけですが、『若手農業者にとっての農業者年金との』というテーマで、農協青年組織協議会、これは全国の農業委員会の会長だそうですが、本件の吉住会長という方が、講演をされました。その内容でございますが、自分が思ったことですが、農業者につきましては、公的年金は農業者年金しかないということで、老後の保障については、やはり小額であるということで、生活費がですね。要は、農業者年金未加入者に推進を図っていただきたいというのが、今回の趣旨だったかなと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〇〇委員 公的年金ということで、全額控除の対象になりますので、将来に備えるということで、若い方がおられましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 他に何かございませんでしょうか。
ないようですので、事務局から何かございますか。

事務局 農業者年金の推進活動の件で、今、1件家族経営協定を希望されている方がおられます。対象者リストを皆さんにお配り出来たらなと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それから、もう1件、農業新聞の件ですが、お知らせが出来ていなくてすみません。もう既に、ご購入いただいている方もいらっしゃると思いますが、ご購入されていない方もいらっしゃると思いますので、ご購入をお願いします。まだお知らせしていなかったのもので、購読部数が、落ち込んでいっている状況なので、よろしくお願いいたします。

次回の農業委員会ですが、11月10日の9時半から、こちらの会議室で予定したいと思います。それで、会議が終了した後、研修会を予定しています。まだ、場所が決定しておりませんので、後日、文書をお送りしますので、よろしくお願い致します。午前中会議をして、また昼から集まって出発するという形になると思います。

議長 それでは、本日の農業委員会はこれもちまして閉会いたします。ありがとうございました。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

平成28年10月11日

会 長 下 田 司

委 員 本 田 博 士

委 員 森 田 義 美